

施設利用上の注意

一般的注意事項

- ①各施設の定員は、消防法に基づき指示された員数を守って下さい。**注参照**
- ②廊下等の共用部分に受付等を設置する場合は、消火器具等を避けて下さい。
- ③「使用時間」は、準備、後片付け及び退去までの時間です。
- ④使用した机、椅子等の備品は、元に戻して下さい。
- ⑤茶器等は、洗浄して元の位置に戻し、ゴミは持ち帰って下さい。
- ⑥館内でのスモーク炊き、クラッカーの使用は禁止です。
- ⑦「領収書」は、申請者と同一名となります。
- ⑧使用の権利は、他人に譲渡又は転貸はできません。
- ⑨遵守事項は守って下さい。(越谷市規則第13条)
 - i) 物品の販売その他これに類する商行為をし、又は寄付の募集等の行為をしないこと。
 - ii) 印刷物を配布し、又はポスター、プラカード等の掲示をしないこと。
 - iii) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
 - iv) 騒音、怒声、放歌その他喧騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。

個別施設名	定員	使用内容例示・遵守事項
劇場	332人	◎会議、研修、講座、講演、総会、学習、試験、囲碁・将棋、芸術鑑賞、音楽鑑賞、声楽、器楽、カラオケ、その他の音楽活動、ダンス・舞踊、社交ダンス、演劇活動、伝統芸能活動、コンサート、大会、俳句
ホール(3F)	140人	◎芸術鑑賞・音楽鑑賞、ダンス・舞踊、ヨガ、太極拳、社交ダンス、演劇活動、伝統芸能活動、体操・フィットネス、軽運動、健康スポーツ ※音の出る利用者への貸出については、他施設の利用者に支障が無い程度なら利用可能(極端に音の出るものは不可) ※吹奏楽など、大人数の場合、太鼓等も不可
市民ギャラリー(2F)		◎展示
特別会議室(5F)	20人	◎会議、研修、講座、講演、学習、試験、囲碁・将棋、俳句、控え室、大会
(5F)		
第1会議室	30人	
第2・3会議室	80人	
第2会議室	40人	
第3会議室	40人	
第4～6会議室	120人	
第4会議室	40人	
第5会議室	40人	
第6会議室	40人	
第7会議室	35人	
第8会議室	35人	
第9会議室	35人	
第10会議室	30人	
第11会議室	20人	
第12会議室	20人	
(4F)		
第13～18会議室	240人	
第13会議室	40人	
第14会議室	40人	
第15会議室	40人	
第16会議室	40人	
第17会議室	40人	
第18会議室	40人	

◎会議、研修、講座・講演、学習、試験、囲碁・将棋、俳句、控え室、大会

<p>茶華道室さくら 茶華道室ふじ</p>	<p>30人 20人</p>	<p>◎会議、研修、講座・講演、学習、試験、囲碁・将棋、茶道、華道、書道・水墨画、手芸・工芸、俳句、ヨガ、控え室</p> <p>※茶華道室での演台の持ち込み等、和室の利用目的に合わないものの利用は不可</p> <p>※和室としての利用範囲であれば貸出可(更衣室としての利用は可)</p> <p>※琴、三味線、尺八等でも和室としての利用であれば、原則として可(極端に外部へ音が出て他の利用者に支障が起る場合は不可)</p> <p>※茶券の販売をする場合は、有料扱いとし、使用料の割増対象</p> <p>※幼児を含む利用の際は、損傷、汚れ、遊戯等注意</p>
<p>集会室 (視聴覚室)</p>	<p>35人</p>	<p>◎会議、研修、講座・講演、学習、試験、囲碁・将棋、芸術鑑賞・音楽鑑賞、声楽・器楽、俳句、控え室</p> <p>※視聴覚室としての目的で貸し出す</p> <p>①ホールの更衣室としての利用であれば貸出は不可</p> <p>②絵画展のように会議室が使用できない場合は、特別に集会室としての利用は可</p> <p>③机の持込は不可</p>
<p>工作工芸室</p>	<p>30人</p>	<p>◎会議、研修、講座・講演、学習、試験、囲碁・将棋、茶道、華道、書道・水墨画、手芸・工芸、俳句、控え室、絵画、陶芸</p> <p>※作成した作品や途中作品はその都度持ち帰る</p> <p>※フラワーアレンジメントや華道等、水を利用するものの貸出は可</p>
<p>音楽室 楽器演奏 合唱</p>	<p>15人 30人</p>	<p>◎芸術鑑賞・音楽鑑賞、声楽・器楽、カラオケ、その他の音楽活動、伝統芸能活動</p> <p>※練習のための施設で、観客の入場は認めない</p> <p>※音響、照明設備等は、許可及び取扱説明を受けてから使用</p> <p>※楽器、アンプ等の外部への貸出、持ち出しは不可</p> <p>※ミュージカル、ダンス等の動きのある練習は不可</p>

《注》

平成28年10月1日よりホールの定員を140名とさせていただきます。